

返戻金制度

当法人の紹介により就職された方が、自己の意思により、又は就業規則違反等の自己の責に帰すべき事由により、3 ヶ月以内に退職した場合は、求人者から受領した手数料について、退職時期に応じて個別に求人者と定める額を求人者に返戻する制度が適用されます。

許可番号 19 - ユ - 300127

事業所の名称及び所在地 一般社団法人 ふるさと創造協議会

山梨県南都留郡富士河口湖町河口 2719 番地 63